

前橋市告示第352号

前橋市庁舎電話交換機等賃貸借業務について、前橋市告示344号として令和8年7月7日に告示を行いました。告示内容に誤りがあったことから下記のとおり訂正します。

令和8年7月9日

前橋市長 小 川 晶

記

1 訂正理由

入札公告兼入札説明書「1(4)委託期間」に記載している根拠法令が長期継続契約ではなく、債務負担行為によるものであるため。「8 その他(8)」及び前橋市庁舎電話交換機等賃貸借 仕様書の「1.4 リース契約要件(4)」についても同様の理由のため。

また、入札公告兼入札説明書「1(11)最低制限価格」について、最低制限価格を下回った価格で入札し、失格となった者については、1回目の入札で落札者がいなかった場合に直後に行われる2回目の入札に参加することができると記載した部分について、正しくは参加することができないため。

2 訂正内容

(1) 入札公告兼入札説明書「1(4)委託期間」

(変更前)

令和8年7月30日から令和14年3月31日まで

※令和8年7月30日から令和9年4月30日までの期間は機器設置工事期間とする。

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(変更後)

令和8年7月30日から令和14年3月31日まで

※令和8年7月30日から令和9年4月30日までの期間は機器設置工事期間とする。

(地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為による契約)

(2) 入札公告兼入札説明書「1(11)最低制限価格」

(変更前)

有 (最低制限価格を下回った価格で入札した者は失格となる。ただし、当該失格者は、1回目の入札で落札者がいなかったときに直後に行われる2回目の入札に参加することはできる。)

(変更後)

有 (最低制限価格を下回った価格で入札した者は失格となる。なお、当該失格者は、1回目の入札で落札者がいなかったときに直後に行われる2回目の入札に参加することができない)

(3) 入札公告兼入札説明書「8 その他(8)」

(変更前)

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。その場合、発注者は損害賠償の責を一切負わない。

(変更後)

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）214 条の規定に基づく債務負担行為による契約である。

(4) 前橋市庁舎電話交換機等賃貸借 仕様書「1.4 リース契約要件(4)」

(変更前)

契約にあたっては、地方自治法第 234 条の規定に基づく「長期継続契約」とする。

(変更後)

この契約は、地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為による契約である。